

お客様各位

平成31年1月1日

新年明けましておめでとうございます。猪年の今年は前向きに突き進む年にしようと決意新たに、頑張っていきます。皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の2点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成31年度税制改正について

1. 今月の事務

1月は税金関係の事務が沢山あります。

(1) 年末調整の仕上げ

1月は年末調整の仕上げとして、次のような源泉徴収事務を行なう必要があります。

①1月の納付税額は、年末調整による過不足額を精算した後の金額となり、納付書（徴収高計算書）を作成する際には「年末調整による過不足税額」欄に該当金額を記載します。

②未提出の証明書類の提出督促として、年末調整の際、生命保険料や地震保険料の払込証明書、住宅借入金特別控除証明書など、各種控除に必要な証明書類を提出しなかった社員がいる場合は、改めて提出を促します。これらの証明書類が提出されないと、社員は各種控除が受けられず、事務的にも年末調整の再計算を行なって不足額を徴収（控除）する手間が発生します。

なお、源泉所得税について、納期の特例を適用して半年毎に納付する場合の今回の納期限は1月21日（月）です。

(2) 法定調書の作成と提出

1月は、「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」をはじめ、各種法定調書の提出月です（提出期限は、1月末日です）。税務署から配布された複写式用紙の内、源泉徴収票は、1通を社員本人に交付しますが、本人に交付する源泉徴収票にはマイナンバーを記載しないようにして下さい。ちなみに、この源泉徴収票には1年間の給与の収入金額と所得税の年税額が記載されていることから、ほかに所得のない給与所得者にとっては、所得税の確定申告書に準ずるものと考えられています。また、平成30年中の給与等の金額が150万円を超える役員あるいは役員だった人や、同じく500万円を超える一般社員については、税務署にも1通を提出しますが、こちらにはマイナンバーの記載が必要です。

給与支払報告書は、2通とも、各人の平成31年1月1日現在の住所地の市区町村に提出しますが、平成30年中の退職者で給料が30万円を超える者も対象になります。こちらもマイナンバーの記載が必要です。法定調書を作成したら、それらをまとめた合計表（「給与所得の源泉徴収票合計表」など6種類）を作成し、期限までに管轄の税務署にあわせて提出します。

(3) 償却資産申告書の提出

固定資産税は、その年の1月1日現在所有している土地・家屋・償却資産に課される市町村税です。

このうち償却資産については、所有者から提出された償却資産申告書に基づいて課税されます。申告用紙や説明書などは、平成30年12月中に市町村から送られてきます。提出期限は、原則として1月末日ですが、市町村によっては早いこともあるので注意が必要です。

2. 平成31年度税制改正について

昨年12月14日に平成31年度税制改正大綱が与党より公表され、同年12月21日に閣議決定されました。今年10月の消費税率引き上げに伴う景気対策を重視し、住宅と自動車の軽減措置の拡充が注目される小幅な改正と言えます。

まず、個人所得課税について、住宅ローン減税の拡充措置として、消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を従来の10年間から3年延長して13年間となります。1年目から10年目までは現行の制度が適用されますが、11年目以降の3年間については特例として、消費税率2%引上げ分の負担に対応するよう、住宅借入金等の年末残高の1%と住宅取得価額（税抜で4,000万円を限度）の2%÷3のいずれか少ない方が控除できます。なお、所得税から控除しきれない額は、現行制度通りの控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除されます。この特例は2020年末までの期間限定です。

次に、資産課税について、教育資金の一括贈与非課税措置と結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直しが行われ、受贈者に対して所得制限が課され、合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本措置の適用を受けることができなくなります。この他に、民法改正に伴う配偶者居住権等の相続税における評価額が明記され、建物の残存耐用年数と存続年数の割合と存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率を乗じて評価されることとなります。

更に、相続・贈与税では、個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設が10年間の時限措置として創設され、先代（被相続人・贈与者）の不動産貸付事業を除く事業の用に供されていた土地、建物、その他一定の減価償却資産で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものが特定事業用資産として納税猶予の対象となります。なお、土地面積は400㎡まで、建物は床面積800㎡までの制限があります。

中小企業向け法人税では、中小企業投資促進税制など中小企業向け設備投資促進税制の適用期限が2年間延長されます。その他、研究開発税制の見直しとして、中小企業型の控除割合・控除限度額の上乗せ措置が見直され、増減試験研究費割合の上乗せの対象が従来の5%から8%に引き上げられ、ハードルが上がります。但し、総額型のうち研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除限度が上げられ、従来は当期の法人税額の25%であったものが、40%に引き上げられます。

自動車の減税ですが、購入時にかかる自動車取得税を1年限定で税率を1%下げ、保有に係る自動車税は、消費税増税後に購入した新車を対象に、恒久的に年1,000~4,500円引き下げられます。この財源確保のために、エコカー減税の対象が絞られるようです。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>